

特定個人情報保護評価について

- 3-1 特定個人情報保護評価の概要
- 3-2 第三者点検について

特定個人情報保護評価の概要

特定個人情報保護評価の概要

平成26年6月3日

特定個人情報保護委員会事務局

社会保障・税番号制度の導入趣旨

番号制度は、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤（インフラ）である。

社会保障・税・災害対策の各分野で番号制度を導入

効果

- より正確な所得把握が可能となり、社会保障や税の給付と負担の公平化が図られる
- 真に手を差し伸べるべき者を見つけることが可能となる
- 大災害時における真に手を差し伸べるべき者に対する積極的な支援に活用できる
- 社会保障や税に係る各種行政事務の効率化が図られる
- ITを活用することにより添付書類が不要となる等、国民の利便性が向上する
- 行政機関から国民にプッシュ型の行政サービスを行うことが可能となる

実現すべき社会

- より公平・公正な社会
- 社会保障がきめ細やかかつ的確に行われる社会
- 行政に過誤や無駄のない社会
- 国民にとって利便性の高い社会
- 国民の権利を守り、国民が自己情報をコントロールできる社会

社会保障・税番号制度の仕組み

◎個人に

- ① 悉皆性(住民票を有する全員に付番)
- ② 唯一無二性(1人1番号で重複の無いように付番)
- ③ 「民-民-官」の関係で流通させて利用可能な視認性(見える番号)
- ④ 最新の基本4情報(氏名、住所、性別、生年月日)と関連付けられている新たな「個人番号」を付番する仕組み。

◎法人等にも上記①～③の特徴を有する「法人番号」を付番する仕組み。

①付番

②情報連携

◎複数の機関間において、それぞれの機関ごとに個人番号やそれ以外の番号を付けて管理している同一人の情報を紐付けし、相互に活用する仕組み

- 連携される個人情報の種類やその利用事務を番号法で明確化
- 情報連携に当たっては、情報提供ネットワークシステムを利用することを義務付け(※ただし、官公庁が源泉徴収義務者として所轄の税務署に源泉徴収票を提出する場合などは除く)

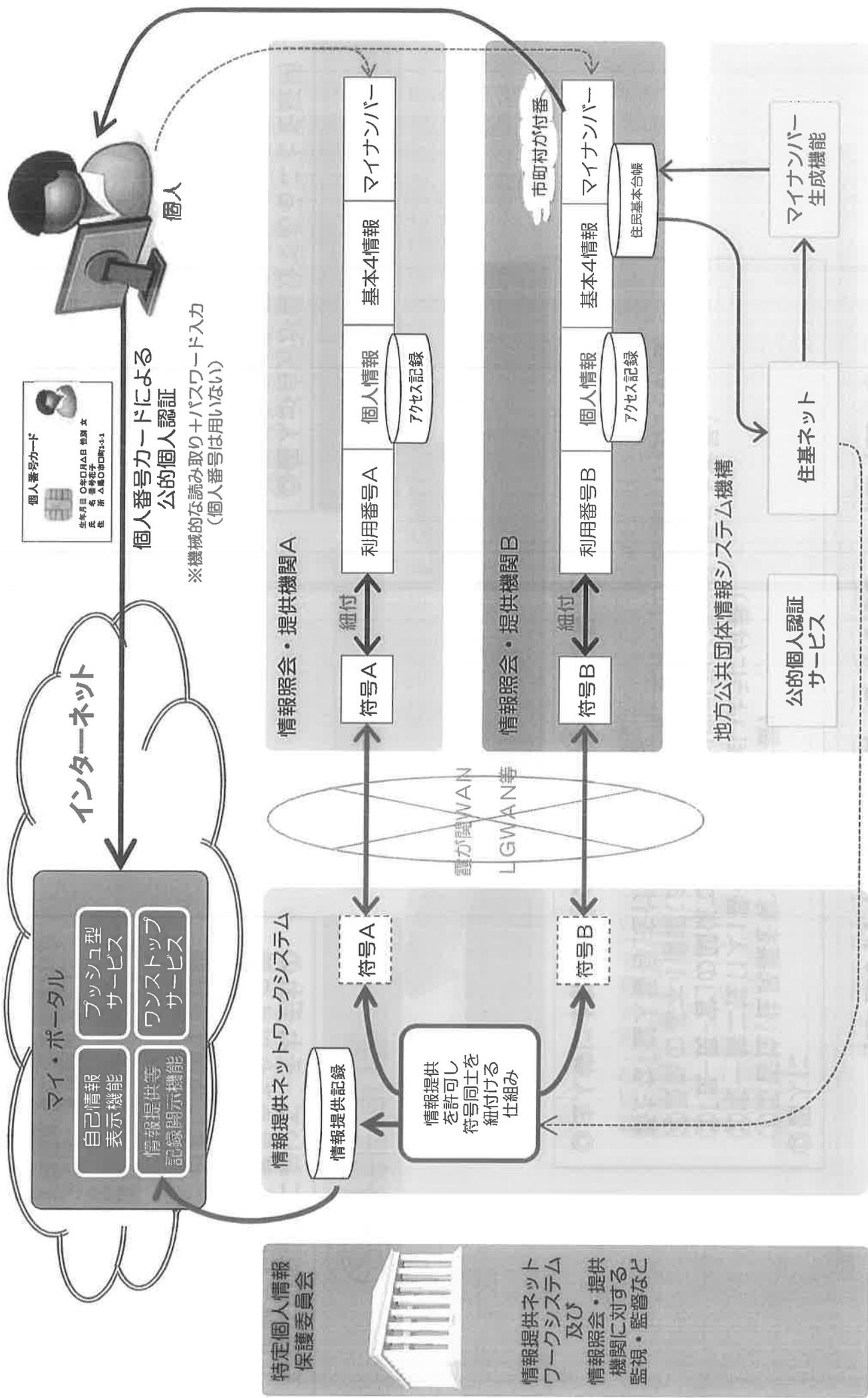
③本人確認

◎個人が自分であることを証明するための仕組み

◎個人が自分の個人番号の真正性を証明するための仕組み。

- ICカードの券面とICチップに個人番号と基本4情報及び顔写真を記載した個人番号カードを交付
- 正確な付番や情報連携、また、成りすまし犯罪等を防止する観点から不可欠な仕組み

情報連携のイメージ



社会保障・税番号制度導入のロードマップ(案)

2013年
(H25年)

2014年
(H26年)

2015年
(H27年)

2016年
(H28年)

2017年
(H29年)

平成二十五年五月二十四日
番号関連四法成立

平成二十五年五月三十一日
番号関連連四法公布

政省令等の整備

別表第一、第二の
事務、情報を定める
主務省令の制定

法人番号の
通知公表

個人番号の通知

申告書・法定調書等への法人番号の記載

個人番号カードの交付

順次、個人番号の利用開始

- 【2016年1月から利用する手続のイメージ】
- 社会保険分野
・年金に関する相談・照会
 - 税分野
・申告書、法定調書等への記載
 - 災害対策分野
・被災者台帳の作成

情報提供ネットワークシステム、
マイ・ポータルの運用開始

システム構築

システム要件定義・調達
調査研究

委員
国会同意

特定個人情報保護
委員会設置
(平成二十六年一月一日)

委員
国会同意

委員会規則の制定

工程管理支援業務

設計

委員
国会同意

開発・単体テスト

総合運用テスト

2017年1月より、
国の機関間の
連携から開始し、
2017年7月を目途に、
地方公共団体等との
連携についても開始

個人情報保護

情報提供ネットワークシステム等の監査

特定個人情報の取扱いに関する監視・監督

特定個人情報保護評価指針の作成

特定個人情報保護評価書の受付・承認等

広報

番号制度に関する周知・広報

社会保障・税番号制度における安心・安全の確保

番号制度に対する国民の懸念

- 個人番号を用いた個人情報の追跡・名寄せ・突合が行われ、集積・集約された個人情報が外部に漏えいするのではないかといった懸念。
- 個人番号の不正利用等（例：他人の個人番号を用いた成りすまし）等により財産その他の被害を負うのではないかといった懸念。
- 国家により個人の様々な個人情報が個人番号をキーに名寄せ・突合されて一元管理されるのではないかといった懸念

制度面における保護措置

- ① 番号法の規定によるものを除き、特定個人情報の収集・保管、特定個人情報ファイルの作成を禁止（番号法第20条、第28条）
- ② 特定個人情報保護委員会による監視・監督（番号法第50条～第52条）
- ③ 特定個人情報保護評価（番号法第26条、第27条）
- ④ 罰則の強化（番号法第67条～第77条）
- ⑤ マイ・ポータルによる情報提供等記録の確認（番号法附則第6条第5項）

システム面における保護措置

- ① 個人情報を一元的に管理せずに、分散管理を実施
- ② 個人番号を直接用いず、符号を用いた情報連携を実施
- ③ アクセス制御により、アクセスできる人の制限・管理を実施
- ④ 通信の暗号化を実施



特定個人情報保護委員会

※番号法及び関係政令に基づき2014年(平成26年)1月1日設置

任務

番号法に基づき、個人番号その他の特定個人情報の有用性に配慮しつつ、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講じること

組織

○委員長1名・委員6名(合計7名)の合議制(平成26年中は委員長1名及び委員2名(計3名))

(個人情報保護の有識者・情報処理技術の有識者・社会保障又は税制の有識者・民間企業の実務に関する経験者・地方六団体の推薦者を含む)

・委員長(常勤) 堀部政男(元一橋大学法学部教授)

・委員(常勤) 阿部孝夫(元川崎市長)

・委員(非常勤) 手塚悟(東京工科大学コンピュータサイエンス学部教授)

○委員長・委員は独立して職権を行使(独立性の高い、いわゆる3条委員会)

○任期5年・国会同意人事

主な所掌事務

監視・監督

- 指導・助言
- 法令違反に対する勧告・命令(命令違反には罰則)
- 求報告・立入検査(検査妨害には罰則)
- 情報提供ネットワークシステムの構築等に関する措置要求



特定個人情報保護評価に関すること

- 特定個人情報保護評価に関する指針の作成・公表
- 評価書の承認

指針

評価書

広報・啓発

特定個人情報の保護についての広報・啓発

広報・啓発

苦情処理

苦情の申出についてのあつせん

あつせん
苦情

意見具申

内閣総理大臣に対する意見具申

意見

行政機関・地方公共団体・独立行政法人等

民間事業者

個人

内閣総理大臣

特定個人情報保護評価の概要

特定個人情報保護評価とは

特定個人情報ファイルを保有しようとする又は保有する国の行政機関や地方公共団体等が、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で特定個人情報情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を講ずることを宣言するもの。

評価の目的

- 番号制度に対する懸念(国家による個人情報の一元管理、特定個人情報の不正追跡・突合、財産その他の被害等)を踏まえた制度上の保護措置の一つ
- 事前対応による個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止及び国民・住民の信頼の確保を目的とする。

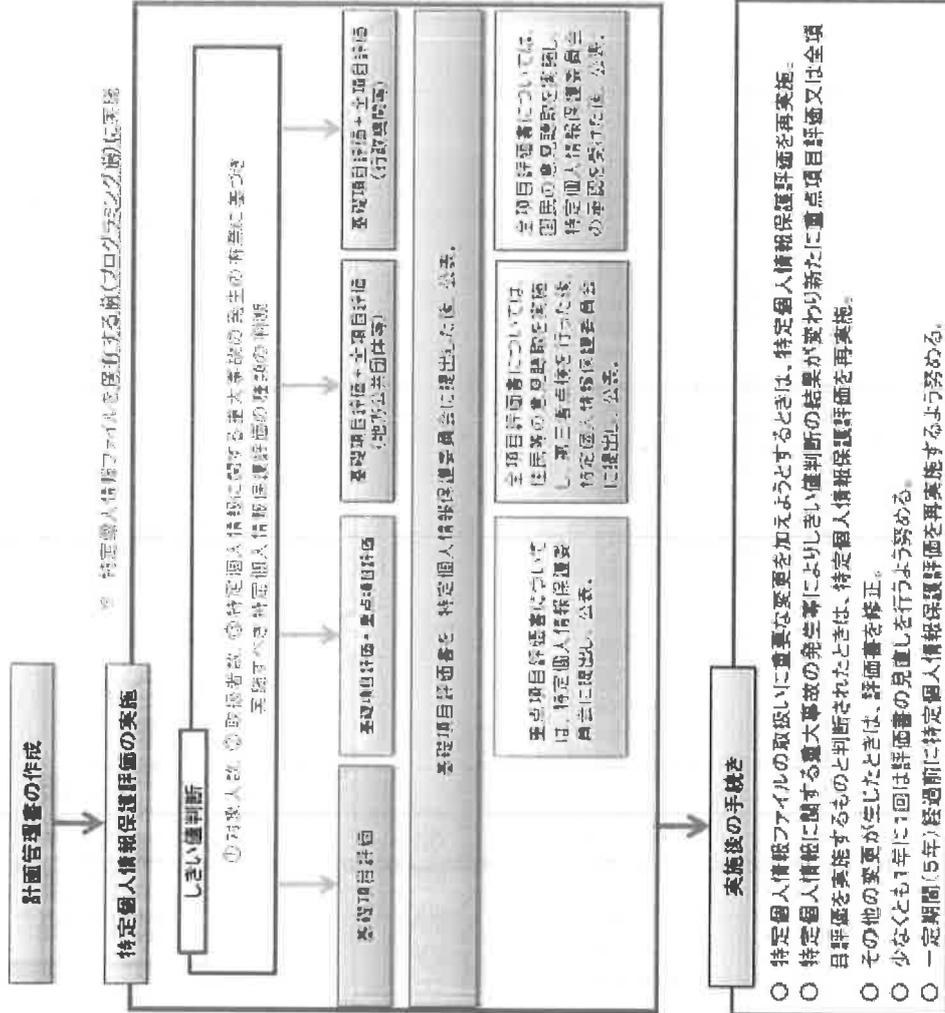
評価の実施主体

- ① 国の行政機関の長
 - ② 地方公共団体の長その他の機関
 - ③ 独立行政法人等
 - ④ 地方独立行政法人
 - ⑤ 地方公共団体情報システム機構(平成26年4月1日設置)
 - ⑥ 情報提供ネットワークを使用した情報連携を行う事業者(健康保険組合等)
- 上記のうち、特定個人情報ファイルを保有しようとする者又は保有する者は、特定個人情報保護評価を実施することが原則義務付けられる。

評価の対象

- 特定個人情報保護評価の対象は、特定個人情報ファイルを取り扱う事務。
- ただし、職員の人事、給与等に関する記録した特定個人情報ファイルのみを取り扱う事務、手作業処理用ファイル(紙ファイルなど)のみを取り扱う事務、対象人数の総数が1,000人未満の事務等については特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない。

特定個人情報保護評価の流れ



特定個人情報保護評価の意義

特定個人情報保護評価の基本理念

- 特定個人情報保護評価は、番号制度の枠組みの下での制度上の保護措置の1つであり、特定個人情報ファイルの適正な取扱いを確保することにより特定個人情報情報の漏えいその他の事態の発生を未然に防ぎ、個人のプライバシー等の権利利益を保護することを基本理念とする。

特定個人情報保護評価の目的

- 事前対応による個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止
- 国民・住民の信頼の確保

特定個人情報保護評価の内容

- 特定個人情報保護評価は、諸外国のプライバシー影響評価(Privacy Impact Assessment: PIA)に相当するものであり、特定個人情報ファイルを保有しようとする者又は保有する者が、特定個人情報情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための措置を講ずること、さらにこのような措置が個人のプライバシー等の権利利益の保護措置として十分であると認められることを自ら宣言するもの。

特定個人情報保護評価の実施主体

特定個人情報保護評価の実施が義務付けられる者

次に掲げる者のうち、特定個人情報ファイルを保有しようとする者または保有する者は特定個人情報保護評価を実施することが原則義務付けられる。

- 行政機関の長
- 地方公共団体の長その他の機関
- 独立行政法人等
- 地方独立行政法人
- 地方公共団体情報システム機構
- 情報提供ネットワークシステムを使用した情報連携を行う事業者

特定個人情報ファイルの「保有」とは・・・

- 特定個人情報の利用、提供、廃棄等の取扱いについて判断する権限を有する、事実上支配している状態のこと
- 番号法別表第一（第9条関係）の下欄に掲げる事務の処理に関して特定個人情報を保有する場合のほか、行政機関の長等が番号法第19条第11項から14項までのいずれかに該当するなどして、特定個人情報ファイルを保有する場合も含まれる。

実施が義務付けられる者が複数いる場合等の特定個人情報保護評価

- 特定個人情報ファイルを保有する者又は保有する者が複数存在する場合には、実態やリスク対策を把握し、記載事項に責任を負う立場にある者がとりまとめる。
- 特定個人情報ファイルを保有する者又は保有する者以外に特定個人ファイルに関わる者が存在する場合は、適切に実施されるよう協力する。

特定個人情報保護評価の対象

特定個人情報保護評価の対象

○ 特定個人情報保護評価の対象は、特定個人情報ファイルを取り扱う事務。

特定個人情報ファイル

- 特定個人情報ファイルとは、個人番号をその内容に含む個人情報ファイル。
- 個人情報を含む情報の集合物であって特定個人情報を検索することができるように体系的に構成したもの。
- 特定個人情報ファイルの単位は、その使用目的に基づき、評価実施機関が定めることができる。

特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない事務

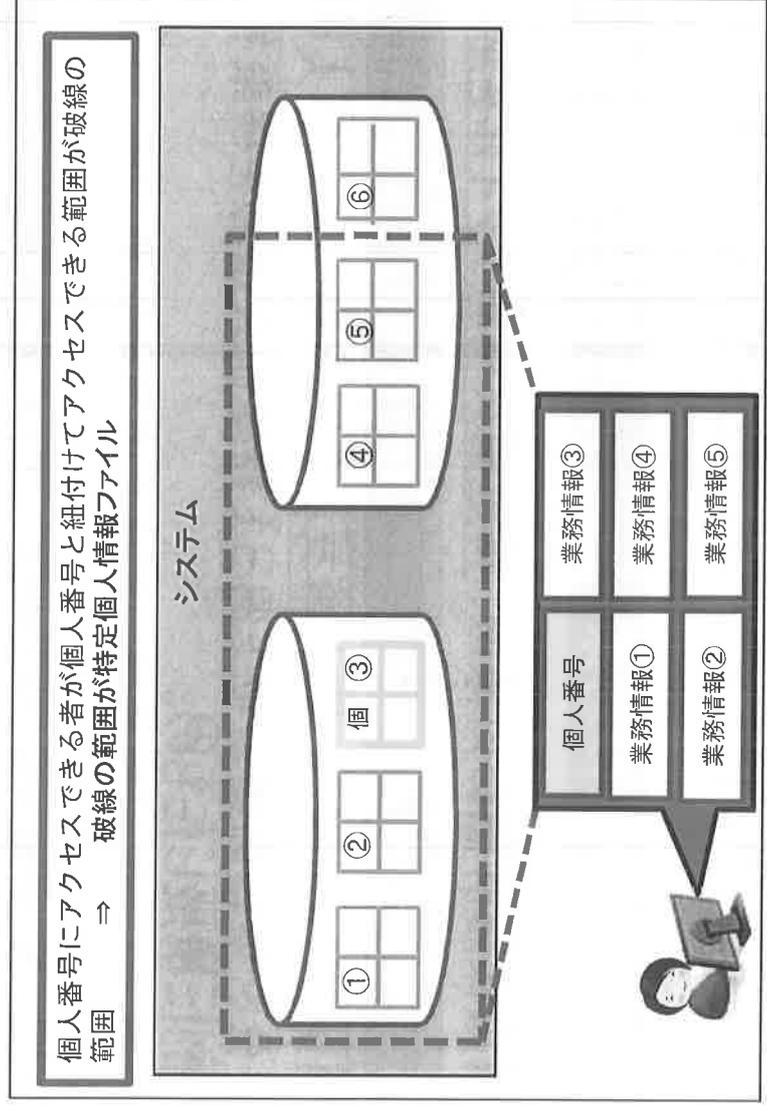
- ア 職員又は職員であった者等の人事、給与、福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録した特定個人情報ファイルのみを取り扱う事務
- イ 手作業処理用ファイル(紙ファイルなど)のみを取り扱う事務
- ウ 対象人数が1000人未満の事務
- エ 1つの事業所の事業主が単独で設立した健康保険組合等が保有する被保険者等の医療保険に関する事項を記録した特定個人情報ファイルのみを取り扱う事務
- オ 公務員又は公務員であった者等の共済に関する事項を記録した特定個人情報ファイルのみを取り扱う事務
- カ 情報提供ネットワークシステムを使用する事業者が保有する、情報提供ネットワークシステムと接続しない特定個人情報ファイルのみを取り扱う事務
- キ 会計検査院が検査上の必要により保有する特定個人情報ファイルのみを取り扱う事務

特定個人情報ファイルとは

- 特定個人情報ファイルとは、個人番号をその内容に含む個人情報ファイル又は個人情報データベース等（電子計算機用ファイルと手作業処理用ファイル）をいう。
- 個人番号をその内容に含む個人情報ファイルとは、単に個人番号が含まれているテーブルのみを意味するのではなく、個人番号にアクセスできる者が、個人番号と紐付けてアクセスできる情報を意味しており、これが特定個人情報ファイルとなる。



注：太線のテーブルのみに個人番号が存在する場合



○ アクセス制御等により、不正アクセスを行わない限り、個人番号を含むテーブルにアクセスできない場合は、原則、特定個人情報ファイルには該当しない。



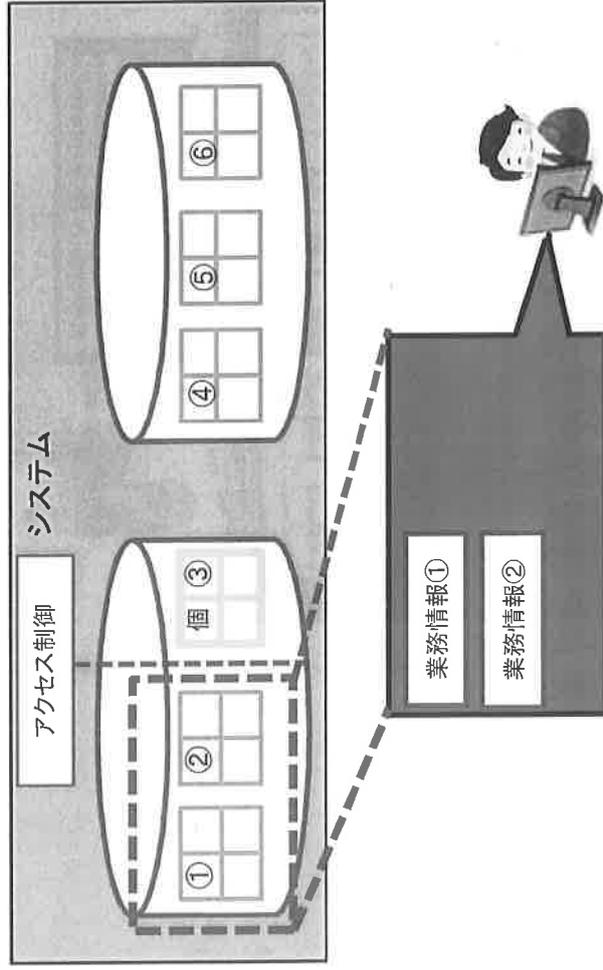
テーブル



データベース

注：太線のテーブルのみに個人番号が存在する場合

破線のテーブルにアクセスできる者は、アクセス制御により個人番号にアクセスできない ⇒ 破線の範囲は特定個人情報ファイルではない



○ 個人番号が画面上表示されない場合であっても、システム上で個人番号にアクセスし、システム内部で検索キーとして個人番号を利用する場合などは、特定個人情報ファイルに該当する。



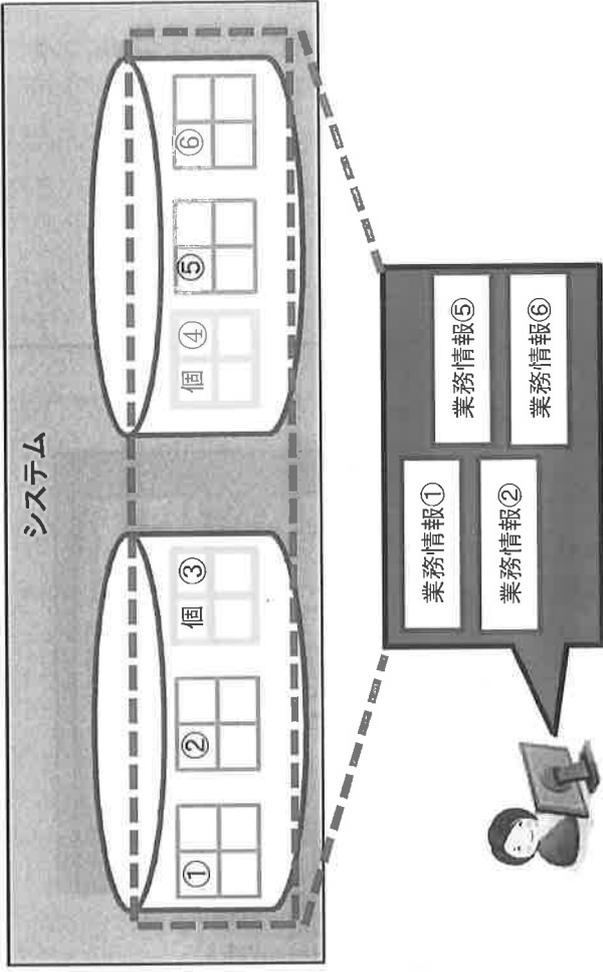
テーブル



データベース

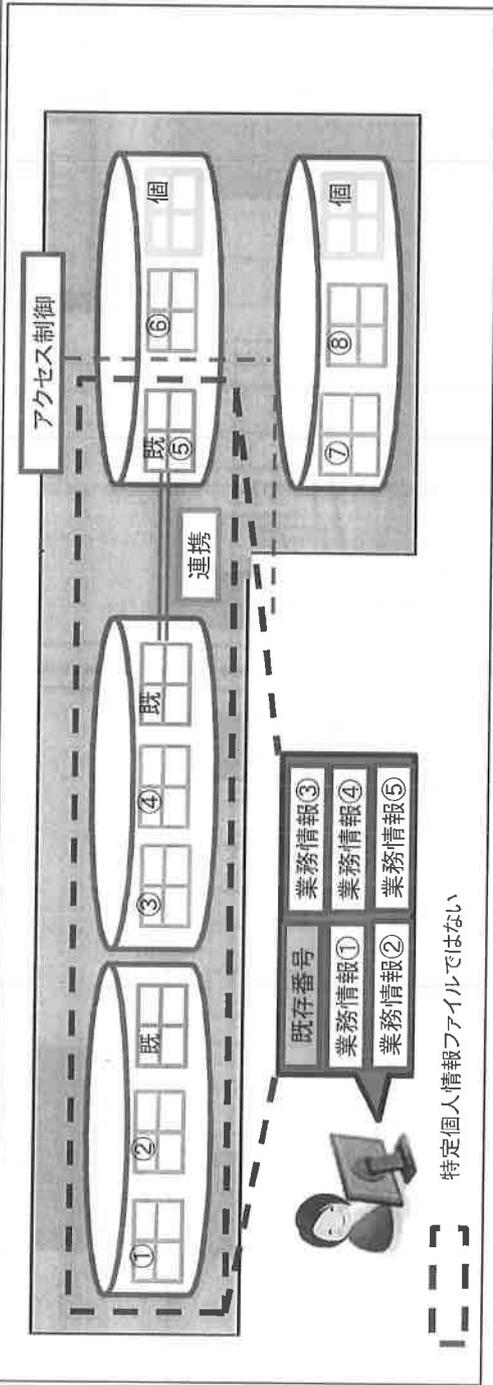
注：太線のテーブルのみに個人番号が存在する場合

個人番号にアクセスできないが、システム内部で個人番号が検索キーとして利用され、個人番号により紐付けてアクセスできる ⇒ 破線の範囲は特定個人情報ファイル

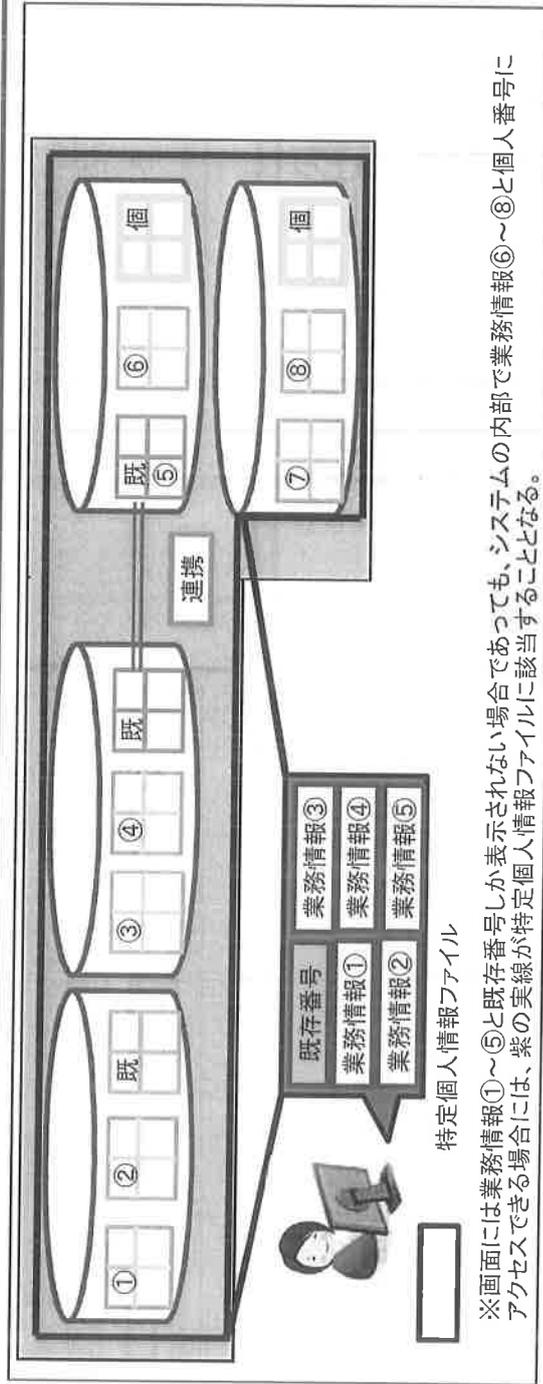


既存番号で連携している場合の特定個人情報ファイルの考え方

既存番号で連携している場合であって、アクセス制御等により個人番号そのものにはアクセスできず、個人番号以外の情報のみアクセスできるように制御されている場合は、特定個人情報には該当しない。



既存番号で連携している場合であっても、アクセス制御がされておらず、個人番号そのものにはアクセスできる場合は、特定個人情報ファイルに該当する。



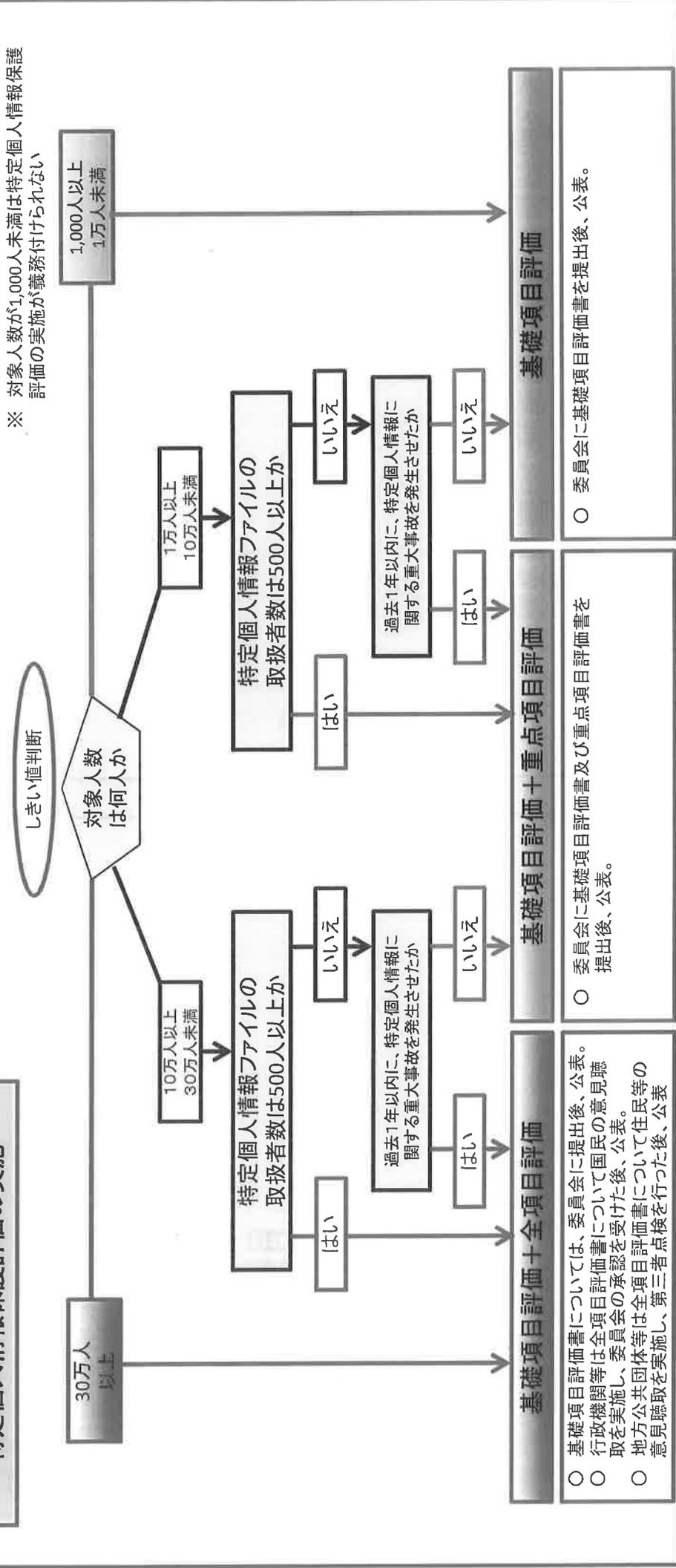
※画面には業務情報①～⑤と既存番号しか表示されない場合であっても、システムの内部で業務情報⑥～⑧と個人番号にアクセスできる場合には、紫の実線が特定個人情報ファイルに該当することとなる。

特定個人情報保護評価の実施手続

特定個人情報保護評価計画管理書

- 特定個人情報保護評価を計画的に実施し、実施状況を適切に管理するために、最初の特定個人情報保護評価を実施する前に作成する
- 特定個人情報保護評価書を委員会へ提出する際に、併せて提出する。評価書の修正等があった場合は、その都度更新し、評価書と併せて提出する。

特定個人情報保護評価の実施



実施後に必要となる手続

- 重要な変更を加えようとするとき、特定個人情報に関する重大事故の発生等によりしきい値判断の結果が変わり新たに重点項目評価又は全項目評価を実施するものと判断されたときは、特定個人情報保護評価を再実施。
- 上記以外の変更が生じたときは、評価書を修正・公表。
- 少なくとも1年に1回は特定個人情報保護評価の見直しを行うよう努める。
- 一定期間(5年)経過前に特定個人情報保護評価の再実施を行うよう努める。

特定個人情報保護評価計画管理書

記載事項

特定個人情報保護評価計画管理書

評価書番号

法令上の根拠

事務の名称

システムの名称

情報連携

基礎項目評価

前回実施日

次回実施予定日

しきい値判断

重点項目／全項目評価

前回実施日

次回実施予定日

備考

担当部署

(別添1) システム概要図

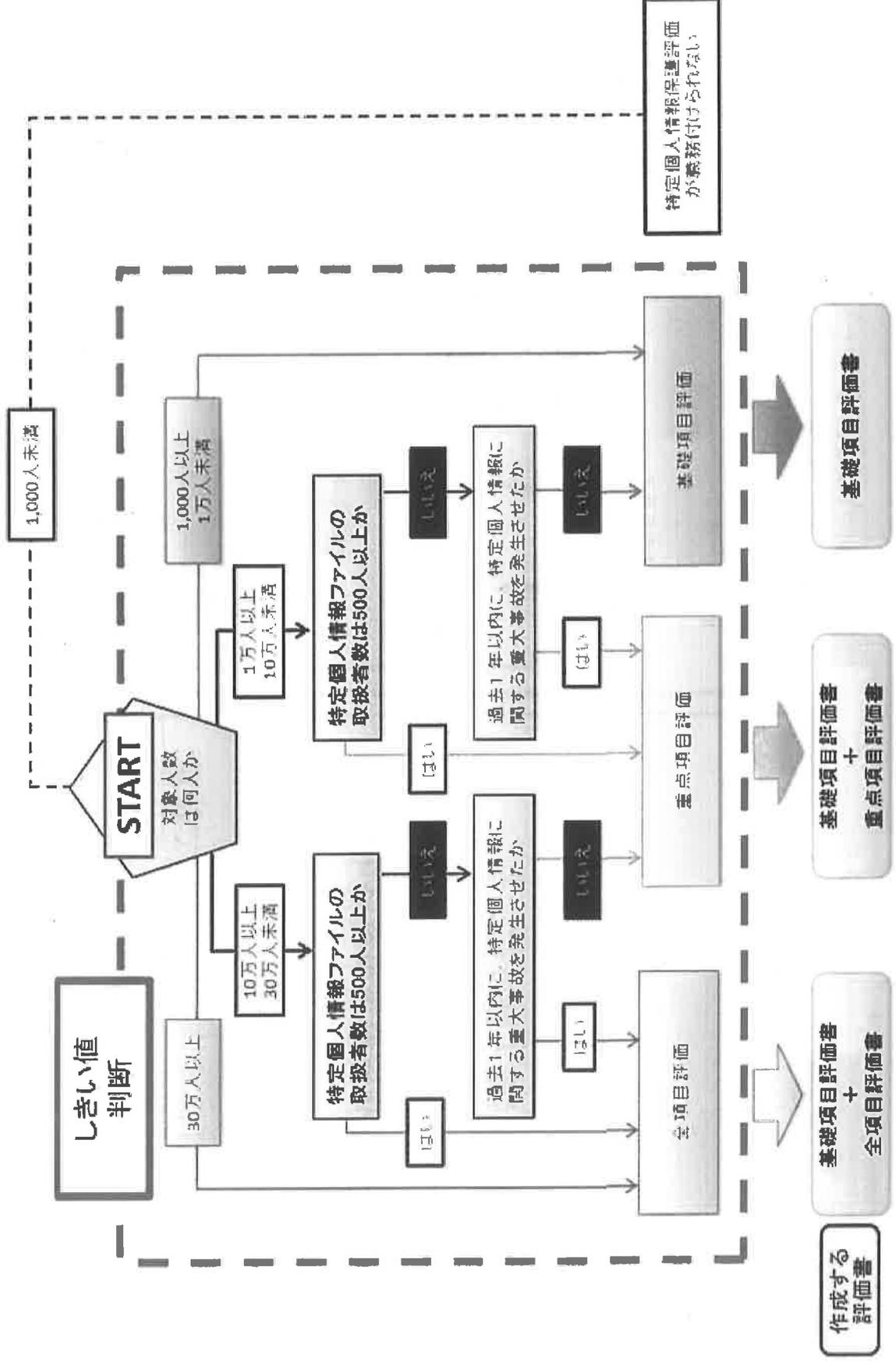
(別添2) 各システムの個人番号へのアクセス

目的

○特定個人情報ファイルを取扱う事務とシステムの全体像を把握し、特定個人情報保護評価を実施する事務の単位を適切に判断

○特定個人情報保護評価の適切な計画及び管理

しきい値判断

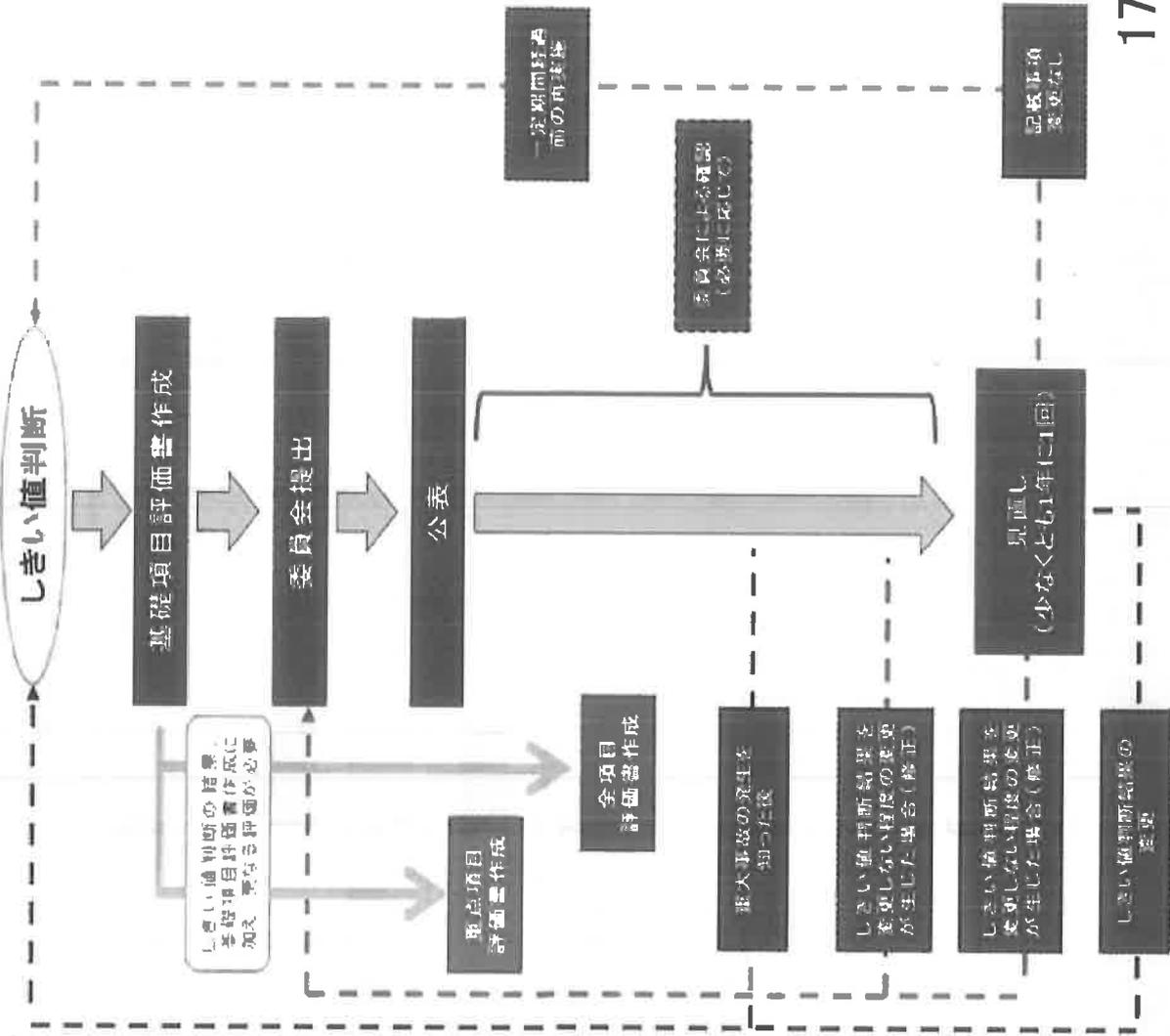


基礎項目評価

記載事項

- I 関連情報
- II しきい値判断項目
 - 1 対象人数
 - 評価対象の事務の対象人数は何人が
 - 2 取扱者数
 - 特定個人情報ファイルの取扱者数は500人以上か
 - 3 重大事故
 - 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか
- III しきい値判断結果

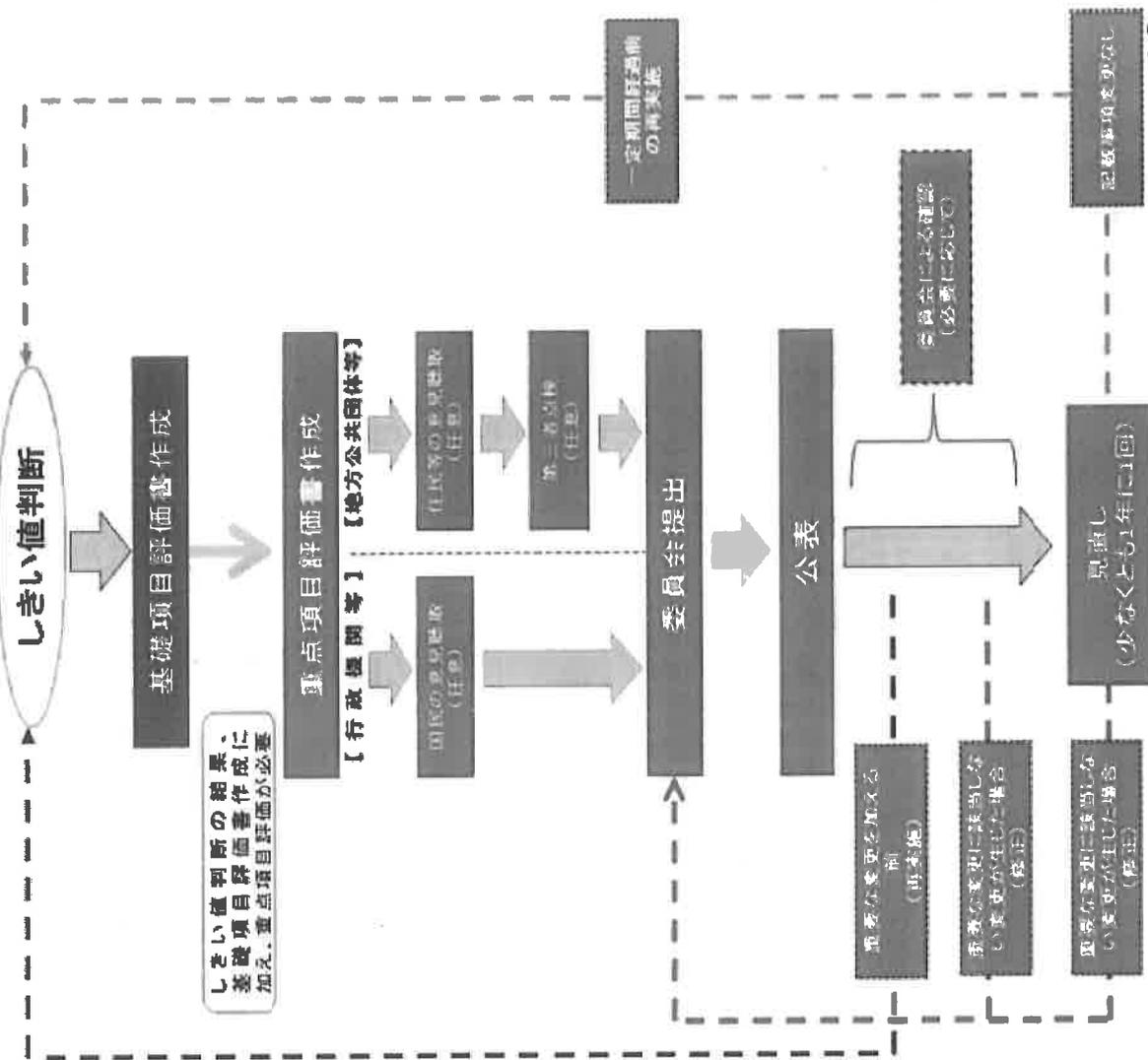
基礎項目評価実施フロー



記載事項

- I 基本情報
- II 特定個人情報ファイルの概要
 - 1. 名称
 - 2. 基本情報
 - 3. 特定個人情報の入手・利用
 - 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託
 - 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)
 - 6. 特定個人情報の保管・消去
 - 7. 備考
- III リスク対策
 - 1. 特定個人情報ファイル名
 - 2. 特定個人情報の入手
(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)
 - 3. 特定個人情報の使用
 - 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託
 - 5. 特定個人情報の提供・移転
(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)
- IV 開示請求、問合せ
 - 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求
 - 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ
- V 評価実施手続

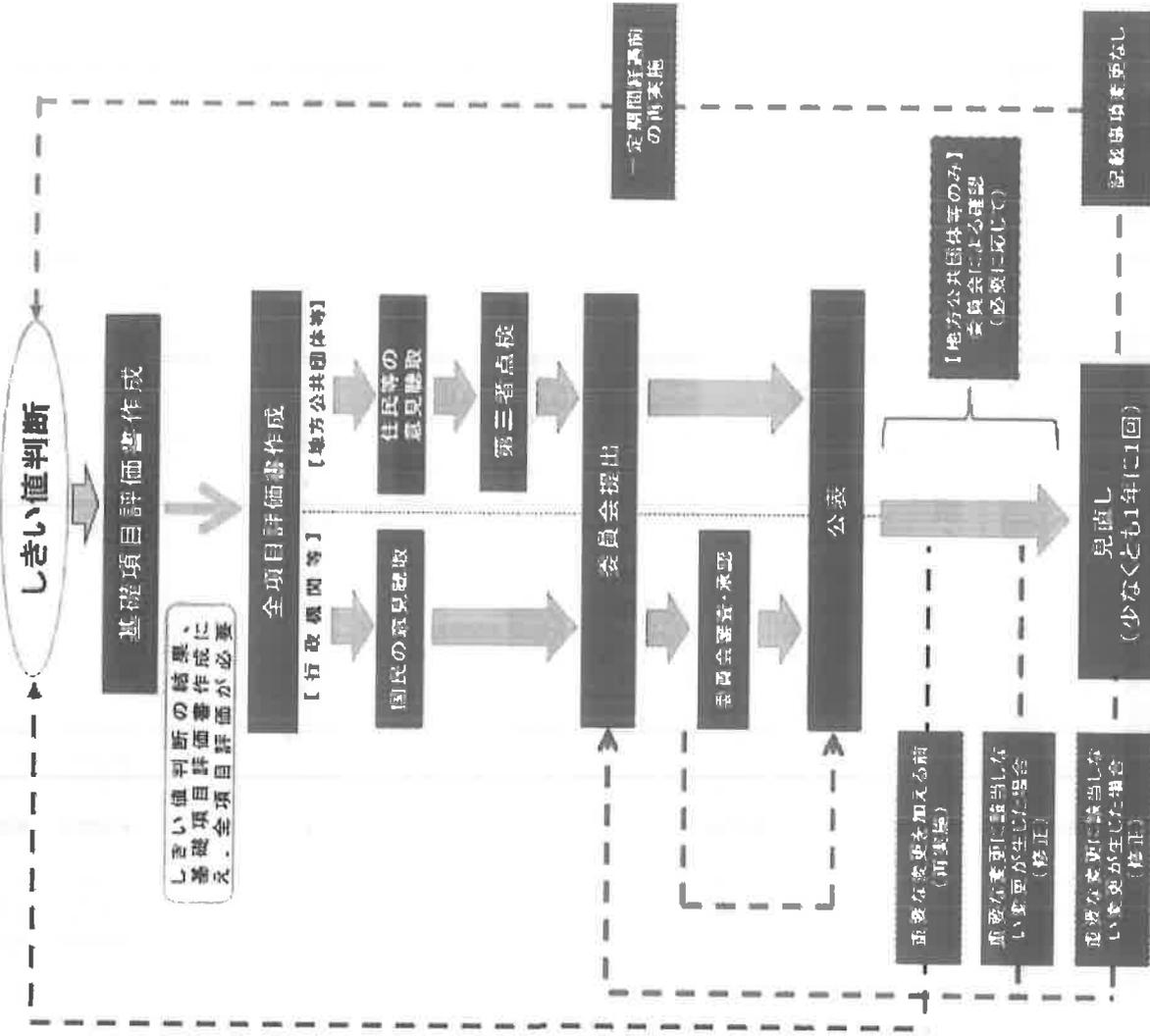
重点項目評価実施フロー



記載事項

- I 基本情報
- II 特定個人情報ファイルの概要
 - 1. 名称
 - 2. 基本情報
 - 3. 特定個人情報の入手・使用
 - 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託
 - 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)
 - 6. 特定個人情報の保管・消去
 - 7. 備考
- III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
 - 1. 特定個人情報ファイル名
 - 2. 特定個人情報の入手
(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)
 - 3. 特定個人情報の使用
 - 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託
 - 5. 特定個人情報の提供・移転
(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)
 - 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続
 - 7. 特定個人情報の保管・消去
- IV その他のリスク対策
 - 1. 監査
 - 2. 従業者に対する教育・啓発
 - 3. その他のリスク対策
- V 開示請求、問合せ
 - 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求
 - 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ
- VI 評価実施手続

全項目評価実施フロー



特定個人情報保護評価の実施時期①

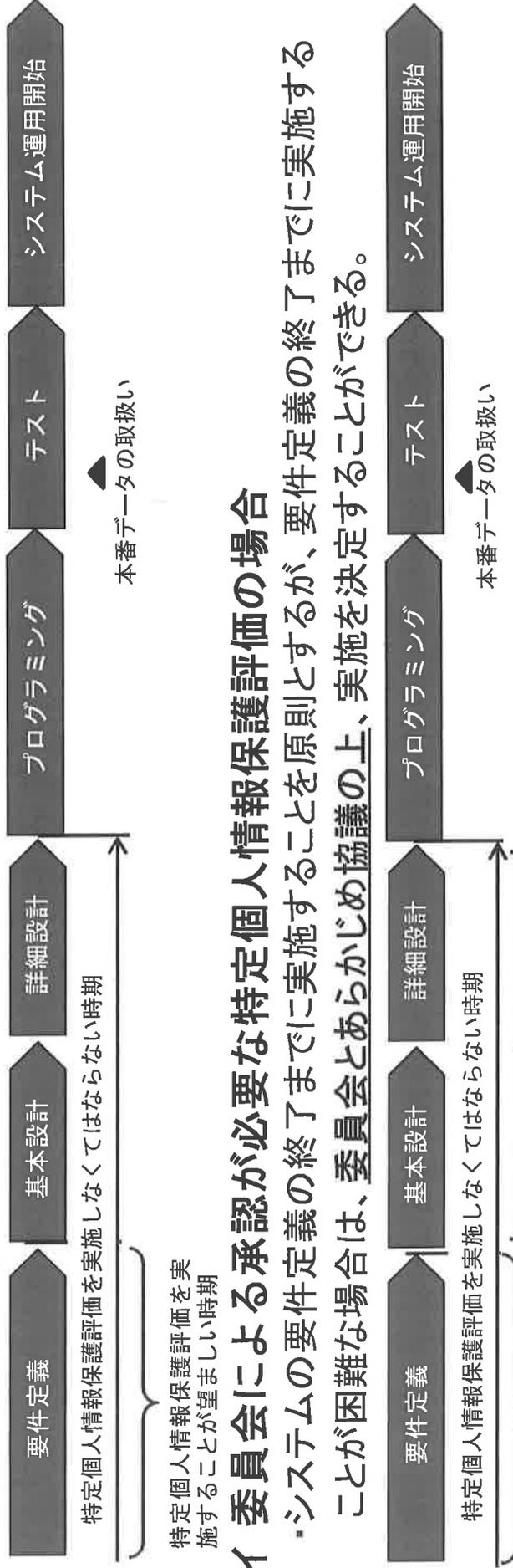
1. 新規保有時

○特定個人情報ファイルを保有しようとする前に、特定個人情報保護評価を実施しなければならぬ。（特定個人情報保護評価の実施とは評価書の公表までを指す。）

※災害発生時の対応等の場合は、保有後可及的速やかに実施。

(1) システム用ファイルを保有しようとする場合の実施時期 ア 通常の場合

・システムの要件定義の終了までに実施することを原則とするが、評価実施機関の判断で、プログラミングの開始前の適切な時期に、特定個人情報保護評価を実施することができる。



イ 委員会による承認が必要な特定個人情報保護評価の場合

・システムの要件定義の終了までに実施することを原則とするが、要件定義の終了までに実施することが困難な場合は、委員会とあらかじめ協議の上、実施を決定することができる。

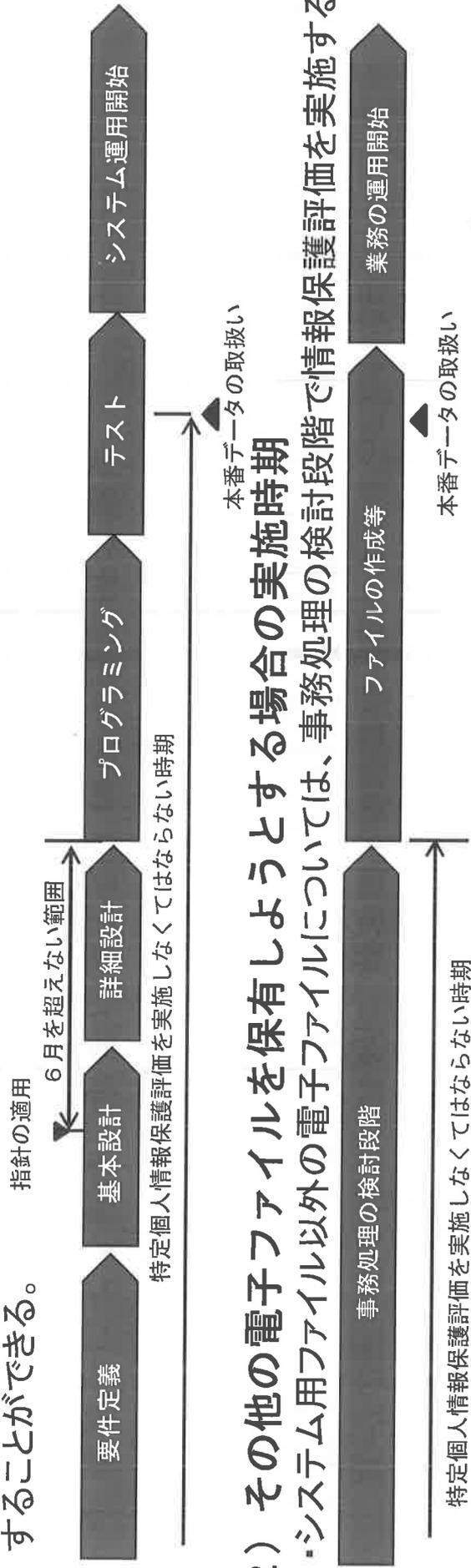
特定個人情報保護評価を実施することが望ましい時期

委員会と協議する必要がある時期

特定個人情報保護評価の実施時期②

ウ 経過措置

この指針の適用の日から6月を超えない範囲でシステムの開発におけるプログラミングを開始する場合は、プログラミング開始後、特定個人情報ファイルを保有する前に特定個人情報保護評価を実施することができる。



(2) その他の電子ファイルを保有しようとする場合の実施時期

システム用ファイル以外の電子ファイルについては、事務処理の検討段階で情報保護評価を実施する。

2. 新規保有時以外

○過去に特定個人情報保護評価を実施した特定個人情報ファイルを取り扱う事務について、特定個人情報保護評価の再実施を行うのは以下の場合。

(1) 特定個人情報ファイルに重要な変更を加えようとする場合、当該変更を加える前に再実施しなければならぬ。

(2) しきい値判断の結果が変わり、新たに重点項目評価又は全項目評価を実施するものと判断された場合は、速やかに再実施しなければならぬ。

(3) 直近の特定個人情報保護評価書を公表してから5年を経過する前に、特定個人情報保護評価を再実施するよう努める。

特定個人情報保護評価実施時期③

		基礎項目評価	重点項目評価／全項目評価
評価の 再実施	重要な変更 (個人番号の利用、特定 個人情報の使用目的 等)	—	重要な変更を加える前に評価の再実施が必要
	しきい値判断の変更	—	新たに重点項目評価又は全項目評価を実施するものと判 断された場合、速やかに再実施が必要
	一定期間(5年)経過前		評価を再実施するよう努める
修正	重要な変更にあたらな い変更		速やかに修正し委員会へ提出した上で公表が必要
	評価書の見直し		少なくとも1年に1度、記載事項を実態に照らして見直し、変更が必要か否かを検討 するよう努める
	<行政機関のみ> 事前通知事項の変更	必要なし	変更前に修正

特定個人情報保護評価に係る違反に対する措置

- 特定個人情報保護評価未実施に対する措置
 - ・ 特定個人情報保護評価を実施していない場合、特定個人情報ファイルの適正な取扱いの確保のための措置が適切に講じられていない恐れがあることから、情報連携を行うことを禁止している。
(番号法第27条第6項、第21条第2項第2号)
 - ・ 特定個人情報保護委員会の指導・助言、勧告・命令等の対象となり得る。
- 特定個人情報保護評価の記載に反する特定個人情報ファイルの取扱いに対する措置
 - ・ 特定個人情報ファイルの取扱いの実態が特定個人情報保護評価の記載に反していた際は、特定個人情報保護委員会の指導・助言、勧告・命令等の対象となり得る。

第三者点検について

指針(第10 1(2))

- 地方公共団体等が全項目評価を実施する際は、委員会へ全項目評価書を提出する前に第三者点検を受ける必要がある。
- 個人情報保護審議会又は個人情報保護審査会による点検が原則。審議会又は審査会による点検が困難な場合は、専門性(個人情報の保護や情報システム)を有する外部の第三者によることも可。
- 第三者点検の目的は、特定個人情報保護評価の適合性・妥当性を客観的に担保すること。
- 特定個人情報保護委員会による行政機関等の全項目評価書の承認に際しての審査の観点を参考にすることができる。

第10 委員会の関与

1 特定個人情報保護評価書の承認

(2) 審査の観点

委員会は、全項目評価書の承認に際し、適合性及び妥当性の2つの観点から審査を行う。

ア 適合性

この指針に定める実施手続等に適合した特定個人情報保護評価を実施しているか。

- ・しきい値判断に誤りはないか。
- ・適切な実施主体が実施しているか。
- ・公表しない部分は適切な範囲か。
- ・適切な時期に実施しているか。
- ・適切な方法で広く国民の意見を求め、得られた意見を十分考慮した上で必要な見直しを行っているか。

・特定個人情報保護評価の対象となる事務の実態に基づき、特定個人情報保護評価書様式で求められる全ての項目について検討し、記載しているか。等

イ 妥当性

特定個人情報保護評価の内容は、この指針に定める特定個人情報保護評価の目的等に照らし妥当と認められるか。

・記載された特定個人情報保護評価の実施を担当する部署は、特定個人情報保護評価の対象となる事務を担当し、リスクを軽減させるための措置の実施に責任を負うことができるか。

・特定個人情報保護評価の対象となる事務の内容の記載は具体的か。当該事務における特定個人情報の流れを併せて記載しているか。

・特定個人情報ファイルを取り扱うプロセスにおいて特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを、特定個人情報保護評価の対象となる事務の実態に基づき、特定しているか。

・特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置についての記載は具体的か。

・記載されたリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。

・個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言は、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。等

